

自立生活支援のための共に行う家事支援 Q&A

H30.8

問1 掃除を行うように利用者へ声かけを行い、ヘルパーと別の場所を掃除する場合、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか？

(答) 利用できない。方法が分業にあたり家事援助の利用となる。①目標が、利用者が実現したい自立・暮らし、日常生活能力や意欲の向上、維持で、②方法が共同実践、動作の援助、見守りの援助であれば、「自立生活支援のための共に行う家事支援」に該当する。

問2 同居家族がいる場合、家族の専有部分の掃除について「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか？

(答) 利用できない。同居家族と利用者の共有部分については、①目標が、利用者が実現したい自立・暮らし、日常生活能力や意欲の向上、維持で、②方法が共同実践、動作の援助、見守りの援助であれば、「自立生活支援のための共に行う家事支援」に該当する。

問3 利用者が自らの味付けを実現するため、ヘルパーが調理をする傍で利用者がレシピを伝える場合、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか？

(答) 利用できない。ヘルパーは利用者の指示のもと家事代行を行っているのみであり、家事援助の利用となる。方法が共同実践、動作の援助、見守りの援助であれば、「自立生活支援のための共に行う家事支援」に該当する。

問4 利用者が自ら調理を行う際、安全に行えるように見守りを行い、必要な場面で調理器具を支える等の支援を行う場合は「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか。

(答) 利用できる。安全を確保しながら常時介助できる状態での見守りは、見守りの援助であり「自立生活支援のための共に行う家事支援」に該当する。

問5 同居家族分の調理を利用者が行う場合、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか。

(答) 利用者の分を含む場合は利用できる。成人等自ら調理等が可能な家族分のみを調理する場合は利用できない。

問6 日常生活品（食材、消耗品）の買物同行は、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか？

(答) 利用できる。日常生活品の買物は居宅介護の対象になる。①目標が、日常生活能力や意欲の向上、維持で、②方法が共同実践、動作の援助、見守りの援助であれば、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用となる。

なお、日常生活品以外の買物は居宅介護の対象とならない。

問7 商店での現地集合、現地解散は、「自立生活支援のための共に行う家事支援」の利用ができるか？

(答) 利用できない。居宅サービスであるため、起点か終点は自宅である必要がある。